

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-6	建物の解体時に吹付けアスベストが飛散することはないのですか。 (令和4年4月1日更新)	

【答】

建物の解体時はアスベストが飛散することがないよう規制されています。

このような作業を実施する際は、大気汚染防止法に基づき、県の地域県政総合センター（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市にあっては市役所）へ届け出ることが義務付けられています。

届出対象は、吹付けアスベスト並びにアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造又は補修する作業であり、作業場の隔離や集じん・排気装置の設置、湿潤化など、大気への飛散を防止するための作業基準が定められています。

また、解体を行う作業者がアスベストを吸い込むことのないよう、労働安全衛生法に基づき、吹付けアスベスト等飛散する恐れのあるアスベストの除去作業等を行う場合、労働基準監督署へ届け出ることが義務付けられており、作業場所の隔離、湿潤化、保護マスクの着用などの基準が定められています。

なお、厚生労働省及び環境省では石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策を記載した「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を作成しています。
(<https://www.env.go.jp/content/900396898.pdf>)

このほか、県では大気汚染防止法と連携した効果的な取組の促進を図ること等を目的に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例において作業場周辺での環境調査の実施や周辺の地域の住民等への周知等を定めています。

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html)

また、解体に伴って排出される吹付けアスベスト等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、特別管理産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられています。

※関係法令のパンフレット「石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000142161.pdf>